

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	1 0	協定項目名	電算システムの取扱い（再協議）
--------	-----	-------	-----------------

調整方針	電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの向上を図るよう調整する。ただし、単独系システムなど合併施行日に統合稼動していることを必要としないシステムについては、新町において調整する。
------	--

秦荘町および愛知川町の現況				調整の具体的な内容
項 目		秦荘町	愛知川町	
単独系システム				
住民税申告支援システム	所得税申告書、町民税申告書作成等		○	【当初】 愛知川町の例により新町で統一システムとします。  【変更】 合併時までに統一システムとします。
決算統計システム	決算統計調査表作成等	○	○	【当初】 新町で統一システムとします。  【変更】 合併時までに統一システムとします。
源泉徴収システム	源泉徴収票発行等	○	○	【当初】 新町で統一システムとします。  【変更】 合併時までに統一システムとします。

秦荘町および愛知川町の現況				調整の具体的な内容
項 目		秦荘町	愛知川町	
図書館システム	蔵書管理等	○	○	【当初】 新町で統一システムとします。  【変更】 合併時までに統一システムとします。
おうみ自治体ネット	県内自治体間ネットワーク	○	○	【当初】 新町で統一システムとします。  【変更】 合併時までに統一システムとします。
総合行政ネットワークシステム	全国自治体間ネットワーク	○	○	【当初】 新町で統一システムとします。  【変更】 合併時までに統一システムとします。

○ 調整内容別システム数

	【当初】	【変更】
・ 合併時までに統一システム	37	43
・ 秦荘町（愛知川町）の例により合併時までに統一システム	8	8
・ 合併時までに調整	2	2
・ 新町で統一システム	28	23
・ 秦荘町（愛知川町）の例により新町で統一システム	6	5
・ 秦荘町（愛知川町）の例により新町に引き継ぎ	3	3
合 計	84	84